

徳島県公安委員会規則第 8 号

放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 5 月 23 日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部を改正する規則

放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則（平成 17 年徳島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号，別記様式第 9 号（裏）及び別記様式第 16 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は，令和 7 年 6 月 1 日から施行する。